

水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）  
に係るFAQ

水力発電事業性評価事業

<補助対象事業>

No.	Q	A
1	再生可能エネルギーの固定価格買取制度による売電を想定した事業であっても補助対象となるか？	補助対象となります。 但し、申請者は自ら水力発電事業を実施することが条件です。
2	1事業者による複数地点の複数申請が可能か？	可能です。ただし、応募件数が多い場合は、調整させていただくことがあります。
3	2箇所の水力発電所建設計画があるが、2箇所の計画をまとめて一つの交付申請書で作成して申請していいか？	発電所毎に申請してください。
4	申請の単位は、水系若しくは河川ごとに申請をするのか？それとも調査地点ごとに申請するのか？	調査地点というよりも発電所単位で申請してください。
5	複数地点の申請をする場合、複数地点分の調査業務をまとめて発注していいか？	交付決定案件ごとに発注するのではなく、複数地点分の調査業務をまとめて発注することは、経費節減の意味から実施いただいて結構です。 なお、見積依頼から見積先決定、契約にいたるまで、全てまとめた形で実施していただき、必ず、三者見積・競争入札を実施してください。 また、必ず、地点毎（発電所毎）の見積内訳が明確に判る見積書を入手して下さい。

＜人件費＞

No.	Q	A
1	業務日誌の管理責任者の印鑑は誰が押印するの か？	日常、業務内容と従事時間を確認できる責任者が押 印してください。
2	タイムカードは無いが問題はないのか？	会社で定めている出勤簿等を用意ください。
3	本事業に専従しているので、タイムカードがあ れば業務日誌を作成しなくても良いのではない か？	タイムカード（出勤簿等）とは別に、必ず具体的な 業務内容を記載した業務日誌を作成してください。
4	人件費単価は、職員別の実績単価計算或いは健 保等級単価計算に基づくと記載されているが、 契約社員の人件費は、国土交通省が定めている 設計業務委託等技術者単価に基づき積算しても いいか？	当該補助事業で補助対象経費として計上出来る人件 費は、申請者（補助事業者）の規程等に基づき雇用 契約等した職員等の作業時間に対する人件費のみと なります。 従って、公募要領の“1-2-1（2）補助対象経 費”の表中の人件費の備考欄に記載されているとお り、事業に従事する職員別の実績単価計算或いは健 保等級単価計算に基づいて行なってください。 なお、実績単価計算にて積算する場合、時間単価の 根拠として各雇用等に係る契約書を添付して下さ い。 ただし、雇用契約等に基づく職員等の給与額につい ての根拠を提示いただく場合もあります。

地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業

No.	Q	A
1	再生可能エネルギーの固定価格買取制度による売電を想定した事業であっても補助対象となるか？	補助対象となります。
2	公募の結果、発電を行う者が決定しなかった場合、発電事業者が決定するまで、公募をずっと続けなければならないのか？	原則、発電を行う者を決定して頂きます。 ただし、最低でも初年度含めて3カ年は公募を実施して下さい。その間、各年度末に公募の実施状況を財団に報告して頂きます。
3	水力発電の有望地点の調査・設計は、同一河川において2地点以上を実施しても良いか？	それぞれが別の地点（発電所）であれば、同一河川において2地点以上を実施しても結構です。
4	補助率の「定額」とはどのようなことか？	定額とは、交付決定で認められた補助対象経費の額が補助金の額となります。 ただし、別途上限額が設けられていますので、詳しくは公募要領をご参照ください。 また、実際に支払われる補助金額は、補助対象経費の実支出額と交付決定された補助金の額とのいずれか低い額になります。
5	水力発電有望地点の調査・設計を2地点で実施予定だが、補助事業を実施した結果、1地点が見込みより悪い条件で事業性がないと判断し、発電する者の公募の実施しないことになった場合はどうなるのか？	少なくとも1地点が公募まで進めば、補助金返還は不要です。ただし、公募を実施しないことになった地点の事業性がないと判断した理由を具体的に示してください。
6	発電を行う者の公募の際に、条件を付けていいか？	公募に条件を付けることは可とします。 ただし、事業者が一意に決定するような条件付けは不可とします。 また、事業者が決定しなかった場合の次年度の公募では、同じ条件を付けることは不可とします。 なお、条件の内容については、事前に財団にご相談ください。
7	水力発電を行う事業者の公募の際、PFI事業で行う場合、コンセッション方式のみが補助対象となるのか？	水力発電を行う事業者の公募は、コンセッション方式だけでなく、BTO方式、BOT方式、BOO方式等のPFI事業も補助対象となります。

水力発電事業性評価事業および地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業 共通

<事業要件>

No.	Q	A
1	発電出力は、20kW以上 10,000kW以下に、四捨五入で入ることも良いか？	四捨五入は認められません。
2	農業用水路などの既存水路で有望な地点を調査する場合も補助対象となるか？	取水予定場所等は、河川だけでなく、農業用水・工業用水・上下水道等であっても補助対象となります。
3	河川の水生生物調査は補助対象となるのか？	当該補助事業の要件に、「調査の内容が、事業性評価を行う上で必要不可欠なものであること」とありますので、計画している調査が、事業性評価を行う上で、必要かつ不可欠であることをご説明頂いた上での判断となります。
4	当該補助事業の要件として「事業性評価を実施する水力発電設備の発電出力が、20kW以上10,000kW以下であること。」とあるが、事業性評価の結果、発電出力が20kW未満になった場合、補助金は交付されるのか？	当該補助事業の要件で、“事業性評価を実施する水力発電所設備の発電出力が20kW以上”と定めているため、要件を満たしていただく必要があります。
5	補助対象経費とする外注費の支払についてだが、当社の社内ルールは「検収月末締め、翌月末払込」となっているため、検収を2月に行なうと、振込みが完了するのは翌3月末となるが認められるか？	当該年度の補助事業は、調査等の完了及び補助事業者における支出義務額の支出完了をもって事業の完了となるため、3月の支払完了は認められません。
6	当該補助事業で補助を受け、さらに、県の補助金を受けることは可能か？	次のとおりであれば、補助対象とすることは可能です。  補助対象経費に、当該補助金以外に国からの補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等をいう）を含めないこと（ただし、法令等の規定により、補助対象経費に充当することが認められていることが証明できるものを除く）。
7	事業決定後の詳細設計は補助対象となるか？	事業決定後の詳細設計は補助対象外となります。

8	過去に他の省庁などから補助を受けて水力発電の事業化の可能性を検討した地点であっても補助対象となるか？	他の省庁から補助を受けて過去に事業化可能性調査をした地点でも構いません。但し、過去に実施した事業化可能性調査で何が不足していたのか、今回、再度事業化可能性調査を実施する必要性を明確にして頂く必要があります。
9	過去にこの補助事業で事業性評価を行った地点において、再度、事業性評価を検討しているが、このような事業も申請できるか？	関連する補助事業で事業性評価をした地点での再度の補助金申請は原則認められません。
10	単年度事業で申請をし、調査の途中で2ヵ年事業に変更することは可能か？	認められません。

#### <補助対象経費>

No.	Q	A
1	電力会社へのアクセス検討費用は、補助対象経費になるのか？	補助対象経費として認められません。
2	流量調査を計画しているが、水位計の購入費用は補助対象となるか？	補助対象外となります。 ただし、水位計をリースで調達される場合は、補助対象とすることは出来ます。

#### <補助金交付申請書及び添付書類>

No.	Q	A
1	別紙4の事業経費の配分の積算根拠として提出する参考見積書は、総額が記載されていればいいのか？ 内訳書や積算基準を記したものも必要になるのか？	内訳及びその根拠は、必要です。 さらに、見積依頼時の仕様書もご提出ください。
2	役員名簿については役員全員の氏名・生年月日の記載が必要でしょうか？	原則、必要です。 申請時点での役員全員（法人である場合は取締役、会計参与及び監査役等、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者）を、添付資料5の様式に合わせて記載してください。
3	登記簿については、申請書の正本・副本ともに原本の添付が必要でしょうか？	正本にのみ原本の添付が必要です。 登記簿は、申請書の正本に添付して頂き、副本にはコピーを添付してください。

4	<p>申請書の「様式第2 実施計画書」の”3.(2)  (a) 事業性評価地点 “の “・住所について”  だが、調査対象となる調査場所全ての住所を記載する必要があるのか？</p>	<p>当該補助金申請で計画されている補助対象となる調査等の実施場所をすべて記載してください。</p>
5	<p>申請書の「様式第2 実施計画書」の”3.(3)  発電計画の概要” や申請概要表の「発電計画の規模等」に記載する発電出力は、「〇〇kw 以上  □□kw 以下」のような表記でもいいか？</p>	<p>「〇〇kw 以上□□kw 以下」のような表記ではなく、想定している水力発電所の発電出力を記載してください。</p>
6	<p>提出書類の中に、財務諸表（貸借対照表、収支計算書）とあるが、市町村においては何をさすのか？</p>	<p>申請者が事業を行うための事業基盤を有していることを確認するためのもので、貸借対照表等を作っていないければ、それに代わる決算書等のご提出でも結構です。</p>
7	<p>申請書の「様式第2 実施計画書」の”3.(2)  (a) 事業性評価地点 “に事業場所の” 住所  “と” 地目と区画指定状況” を記載する項目があるが、調査対象エリアすべての住所等の記載が必要か？</p>	<p>申請される補助事業で調査対象となる全ての場所の住所と、土地の地目等を記載してください。  なお、記載内容としてボリュームがある場合、例えば、別紙にまとめ、様式第2 では、別紙〇参照という形でも結構です。</p>
8	<p>申請書の「様式第2 実施計画書」の”3.(2)  (a) 事業性評価地点 “は、発電所の設置予定場所という理解でいいか？</p>	<p>事業性評価地点は、補助事業で計画している調査場所となります。  もし、複数の調査（例えば流況調査、地質調査（ボーリング調査）、地形測量等）を実施する場合には、それぞれの調査予定場所の住所、所有者、調査許可の取得状況、地目等を記載して頂くことになります。</p>
9	<p>会社・団体概要は、法人の概要を記載しているホームページ画面を印刷したものでもいいか？</p>	<p>結構です。</p>

＜見積・契約・発注＞

No.	Q	A
1	交付決定前で見積りは、可能か？	交付申請後から可能であり、交付決定前に発注していなければ、問題ありません。入札については、交付決定後に開札してください。
2	3者見積りをしたが、結果1社しか応札が無い場合は、問題無いか？	原則3者見積りとし、見積条件を複数社が応札できるものに工夫してください。
3	補助対象の調査の契約を、今年度から次年度までの複数年度の契約にしてもよいか？	認められません。 補助対象の調査等の契約は、補助対象期間内の期限の契約としてください。
4	概略設計業務等を既に発注しているが、今年度の基本計画と継続性が高いことから、「随意契約」を検討している。 理由が明確であっても、随意契約では補助対象にならないのか？	外注先は、三者見積・競争入札により決めて頂く必要があります、原則、随意発注は認められません。

＜実績報告書＞

No.	Q	A
1	支出のあった全ての金額が個別にわかる資料を添付する必要があるのか？	必要になります。採択された補助事業者に対して事務取扱に関する説明会を開催し、実績報告書の作成方法等を説明いたします。

以 上